

令和2年度 入札・契約制度の改善

(令和2年4月1日から以下のように制度・取り扱いが変更になります。)

本市では、より一層の競争性・透明性を高めるとともに工事等の品質確保を目的として、従来から入札契約制度の改善に取り組んでいます。

今回、以下のとおり入札・契約制度を改善し、令和2年4月1日から実施します。

1. 工事等の一般競争入札の取り扱いについて（継続）
2. 総合評価落札方式の評価項目について
3. 一般競争入札の入札参加資格（事前確認）項目について
4. 民法改正に伴う規則等の改正について

1. 工事等の一般競争入札の取り扱いについて

【1】工事成績良好業者に対する優遇措置（継続試行）

工事成績良好業者対象工事

一般競争入札（設計金額 1,000 万円以上）で、難易度の高い工事等について、発注条件に工事成績要件を追加します。

【2】工事（業務）成績不良業者に対する制限措置（継続試行）

（1）入札参加等の制限

一般競争入札

平成 30 年度及び令和元年度に竣工した本市の工事（業務）成績で、2 ヶ年度の同種工事（業務）の工事（業務）成績平均点が 65 点未満の者は、引き続き、設計金額 1,000 万円以上の一般競争入札への入札参加は認めません。

また、平成 30 年 4 月 1 日以降に竣工した本市の工事で、同種工事（業務）の 65 点未満の工事（業務）成績は、施工（履行）実績と認めません。

（2）配置予定技術者に対する制限

一般競争入札

（ア）原則、総合評価競争入札による案件について、配置予定技術者の技術者経験を求めています。令和 2 年度も引き続き実施します。

（イ）配置予定技術者の技術者経験を求める場合は、平成 30 年 4 月 1 日以降に竣工した本市の工事（業務）で、同種工事（業務）の 65 点未満の工事（業務）成績の工事（業務）は、技術者経験と認めません。

【3】入札参加申請時の工事实績証明（CORINS の添付）の取り扱いについて

工事の一般競争入札で求める工事实績の証明は、引き続き、原則 CORINS カルテの添付を義務付けます。

【参考事例】令和2年4月1日から令和3年3月31日までの発注の場合	
平成17年4月1日以降に竣工した工事で以下の分類により提出すること	
金額区分	施工実績・従事経験を証する書類
請負金額が2,500万円以上 (詳細コリンズの対象)	コリンズの登録内容確認書（竣工登録）又は竣工時工事カルテの写しの添付。
請負金額が500万円以上 2,500万円未満(簡易コリンズの対象)	コリンズの登録内容確認書（受注登録されていれば可）又は受注登録の工事カルテの写し。ただし、写しと併せ竣工時の工事概要、請負金額がわかるもの（当初及び変更後の契約書・工事概要書等）を添付。

【4】一般競争入札で求める配置予定技術者の雇用期間の確認

請負予定金額3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）の一般競争入札の配置予定技術者については、公告日以前に3ヶ月以上の継続雇用を求めています。令和2年度も引き続き実施します。

【5】一般競争入札の民間工事施工実績の認定（継続試行）

一般競争入札で本市が求める工事施工実績は、基本的に公共工事に限定していますが、入札参加機会の拡大等を図るため、平成23年4月1日以降発注の案件から一部案件で、民間工事の請負契約（元請に限る）による施工実績も認めています。令和2年度も引き続き実施します。

対象工事：「建築一式工事」「解体工事」で設計金額3,000万円未満の工事案件

なお、施工実績の提出書類については、公告文にて記載します。

2. 総合評価落札方式の評価項目について

建設業界の中長期的な担い手の確保を推進するため、総合評価落札方式の評価項目のうち「若手技術者等の雇用状況」の年齢要件を緩和します。

(改正前)

評価内容	評価基準	配点
若手技術者の雇用状況	若手技術者の雇用 有	1.0
	若手技術者の雇用 無	0.0

※公告日時点で雇用されており、開札日時点で満30歳未満であること。



(改正後)

評価内容	評価基準	配点
若手技術者の雇用状況	30歳未満の技術者の雇用 有	1.0
	30歳以上35歳未満の技術者の雇用 有	0.5
	上記いずれも 無	0.0

※公告日時点で雇用されており、開札日時点で満35歳未満であること。

3. 一般競争入札の入札参加資格（事前確認）項目について

本店等所在地や格付け等級など、案件ごとに設定される要件の確認や、入札参加資格審査申請書類により確認する項目については、開札後、落札候補者に対してのみ行うよう変更します。

※ 入札参加資格の事前確認は、建設業許可の有無などの基本的な資格についてのみ行います。そのため、入札参加資格確認通知書で「入札参加資格：有」の場合でも、事後審査で失格等となる場合があります。

※ 審査する項目については、一般競争入札公告共通事項を確認してください。

(対象案件)

工事及び工事に係る委託業務の一般競争入札（総合評価競争入札、議会案件は除く。）

4. 民法改正に伴う規則等の改正について

令和2年4月1日に施行される改正民法へ対応するため、松山市契約規則や契約約款等を改正し、4月1日以降に新たに契約する案件から適用します。

改正後の規則等は、施行日に合わせて市ホームページに掲載します。

施行日：令和2年4月1日以降（未定）